

ぐるなび FineOrder タブレット端末販売・キッティングサービス約款

第1条 (本約款の適用)

- 「ぐるなび FineOrder タブレット端末販売・キッティングサービス約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が販売するタブレット端末(以下「本端末」という)及び付属品(本端末と付属品をあわせて、以下「本端末等」という)の購入及び本端末等のキッティングサービス(第7条に定義する)を申込み、本約款に基づく契約(以下「本契約」という)が成立した者(以下「契約者」という)と当社との間で適用される。
- 本約款に定めなき事項については当社が別途定める基本約款の定めが適用されるものとし、本約款の定めと基本約款の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用される。なお、特段の定めがある場合及び文脈上別の意味を有することが明確である場合を除き、本約款における用語の定義は、基本約款の定めに従う。
- 本端末等の販売及びキッティングサービスの提供は、別途当社又は当社の販売店が提供する「ぐるなび FineOrder」(以下「FineOrder」という)の契約を締結し、FineOrder を利用することを条件とする。

第2条 (本契約の締結及び成立)

- 本端末等の購入及びキッティングサービスの申込みは、購入希望者が、申込書等に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとする。かかる申込書の提出又は登録をもって、購入希望者が本約款に同意したものとみなされる。
- 当社は、購入希望者による申込書の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、購入希望者は本端末等を購入し、またキッティングサービスの提供を受けることはできない。この場合、当社は遅滞なく購入希望者にその旨を通知する。但し、当社は、購入希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、購入希望者はこれに異議を述べることができない。
- 本契約は、当社が購入希望者による本端末等の購入及びキッティングサービスの申込を承認した時点をもって成立する。なお本契約成立後のキャンセルはできないものとする。
- 契約者が購入する本端末等の納期、納入場所、支払代金額、支払期日、その他売買につき必要な事項は、本契約に定めるものを除き、別途当社と契約者間に定める。

第3条 (本端末等代金等)

- 契約者は、当社に対し、本端末等の代金及びキッティングサービスの利用料金(以下総称して「本端末等代金等」という)として、申込書等記載の金額を支払うものとする。
- 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとする。
- 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更等を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとする。
- 本端末等代金等の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとする。

第4条 (本端末等における検査等)

- 当社は、本契約に定める納期までに引渡場所において、本端末等(キッティングサービスの提供がある場合、キッティング作業を完了した状態の本端末等とする。)を納入するものとし、契約者は、本端末等受領後3営業日(当社の営業日とする。以下同じ)以内に契約者自身において検査又は契約者の指定する者に検査をさせるものとする。本端末等の引渡しはこの検査完了と同時に完了するものとするが、検査遅延により当社に生じた損害は契約者の負担とする。
- 検査の結果、数量不足、商品違い、外観不良、初期不良、その他本契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という)が発見された場合、契約者は直ちに当社に書面(電子メールを含む、以下同じ。)で通知するものとし、その期間は納入日から5営業日以内とする。前項の通知を受けた場合、当社は、契約不適合のある本端末等について、当社の裁量により本端末等の代金の納入、追加納入、追加作業等により履行の追完を行う。当社が履行の追完ができないと判断した場合は速やかにその旨を契約者に通知するものとし、この場合契約者は当社に対し、履行の追完に代えて、当該本端末等の代金の減額を請求することができる。なお、代金の減額に関しては、当該個別契約に記載の代金と不合格となった本端末等の時価相当額の差額を基準とするものとする。
- 契約者が第2項の通知を所定期間内にしなさいときは、検査に合格したものとみなすものとする。

第5条 (所有権の移転)

当社から契約者に売り渡す本端末等の所有権は、本端末等の引渡しの完了後、本端末等代金弁済完了によって当社から契約者に移転する。

第6条 (危険負担)

当社の責めに帰すべき事由又は本端末等の契約不適合に起因するものを除き、本端末等納入後に生じた本端末等の滅失、毀損、変質等による損害は、契約者の帰責事由の有無に関わらず、契約者の負担とする。

第7条 (キッティングサービス)

- 「キッティングサービス」とは、本端末等に対する OS、ソフトウェアインストール、設定、クラウドサービス等への設定・登録・連携、ラベル作成・貼付け等の作業の全部又は一部を、当社が契約者に代行して実施することという。
- 契約者の責に帰すべき事由によりキッティング作業を中止する場合、当社は契約者に対し、中止に至るまでに当社(当社の委託先を含む)が要した費用、初期化や返却に掛かる費用等を請求することができるものとする。
- 契約者がキッティングサービスの申込み前に、契約者の要望に基づき当社がキッティングサービスに関するドキュメント作成等の工数を要した場合、申込みの有無にかかわらず、当社は契約者に当該費用を請求することができるものとする。

第8条 (設定情報等の提供と免責)

- 契約者は、キッティングサービスの作業にあたり必要となる情報、資料、アカウント情報等(ネットワーク設定情報、店舗情報等の各種設定パラメータを含むがこれに限らず、以下「預託情報等」という)を、自己の費用と責任で当社が指定する期日までに提供するものとする。
- 当社は、契約者から提供された預託情報等の誤り又は提供遅延に起因して、キッティングサービスの作業に不備又は納入の遅延が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとする。
- 契約者は、自己の費用と責任において、預託情報等に含まれるキッティングサービスの履行に不要な情報(不要な個人情報や秘密情報を含む)を事前に削除又は除去するものとする。削除又は除去されなかった情報について、当社(当社の再委託先を含む)による当該情報の滅失、漏洩等により契約者に生じた損害につき、当社は何ら責任を負わないものとする。
- 契約者が当社に提供した預託情報等に関して、第三者との間に知的財産権等の権利関係に関する紛争が発生した場合は、契約者の責任と費用において解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。

第9条 (契約不適合責任)

- 第4条に定める本端末等の引渡し完了後に発見された本端末等の契約不適合(第4条第1項の検査時に発見することができなかった不具合等を指し、以下本条において同じ)に関する当社の責任は、その原因に応じて以下のとおり適用を分けるものとする。
 - 原因が本端末等のハードウェア自体にある場合
次項に定める場合を除き、本端末等のメーカーが定める保証規定が適用されるものとし、当社は当該契約不適合について契約不適合責任(本端末等の修補、代替品の納入、代金減額、損害賠償等を含むがこれらに限られない)を負わないものとする。なお、本端末等の一部商品について、メーカーの保証規定により、保証期間内であっても有償での代替品提供となる場合や、修理不可による新規購入が必要となる場合があり、契約者はこれらを予め承諾のうえ、自己の費用負担において対応するものとする。
 - 原因が当社の提供したキッティングサービスにある場合
当社は、当該本端末等の引渡し完了日から3営業日以内に契約者から通知を受けた場合に限り、無償で修補又は追加作業を行うものとする。
- 前項第1号の定めにかかわらず、本端末等のうちメーカーによる保証規定が存在しない商品については、本端末等の引渡し完了日から3か月以内に発見された本端末等の不具合について、契約者が当該期間内に当社へ通知した場合に限り、当社は第4条第3項に準じて代替品の納入又は代金の減額を行うものとする。
- 第1項第1号のメーカーが定める保証規定に基づくメーカーの修理期間中において、当社は代替機の貸与等は行わないものとし、修理期間中の代替機が必要となる場合は、契約者が自らの費用と責任において別途手配(予備機の購入等を含む)するものとする。
- 契約不適合の原因が本端末等のハードウェア自体にあるか、キッティングサービスにあるか直ちに判明しない場合、契約者及び当社は協議のうえ、原因究明のための検証(端末の初期化検証等を含む)を行うものとする。検証の結果、原因が判明した時点で、第1項の区分に従い対応するものとする。
- 本端末等の引渡し完了日から14営業日以内に本条の定めに基づき本端末等が修補又は代替品への交換がなされた場合であって、キッティングサービスを再度実施する必要が生じたときは、当社は、修補又は交換後の本端末等に対し、再度キッティングサービスを無償で実施(以下「再実施」という)するものとする。
- 第4条及び本条の定めが当社の契約者に対する契約不適合責任の全てとする。また当社は本端末等に関して、その市場性や期待若しくは特定の目的への適合性、機能及び効果の有効性、完全性、有用性又はシステムへの脅威に関する安全性について明示・黙示を問わず一切の保証を行わないものとする。

第10条 (知的財産権)

- 本端末等に関する産業財産権、著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)等の知的財産権は、本端末等のメーカー又は販売店(以下「メーカー等」という)が保有する。契約者は、本契約を締結するにあたり、当社が販売する本端末等の知的財産権を取得するものではないことを予め承諾するものとする。
- ソフトウェアの使用許諾は、著作権者が規定する使用許諾契約等の規定に従い、著作権者が契約者に実施するものとする。
- 契約者が本端末等を使用するうえで本端末等に関して知的財産権上の紛争を生じた場合には、メーカー等の責任において処理及び解決ができるよう、契約者は当社及びメーカー等に協力するものとする。但し、本端末等が契約者によって加工、改造又は他の装置等と結合された結果、知的財産権上の紛争を生じた場合は、すべて契約者がその責任において処理解決するものとする。
- 本端末等による第三者の知的財産権の侵害については、当社は契約者その他第三者に対して損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。当該侵害の原因として契約者又は第三者に損害が生じた場合、契約者はメーカー等に対して直接請求等を行うものとし、当社は契約者の要請に応じてメーカー等との連絡折衝等、問題解決のための合理的な範囲での協力を努めるものとする。

第11条 (期限の利益喪失時の商品の取扱い)

- 契約者が基本約款第6条(基本契約の解除等)により期限の利益を喪失したときは、当社は直ちに以下の各号に定める事項を履行できるものとする。
 - 当社は、契約者の占有する、当社が売り渡した代金決済済の本端末等を引き揚げることができる。
 - 契約者は、当社から買い受けて代金支払済の本端末等を、契約者の当社に対する残存債務のため、当該本端末等の当社からの仕入価格に相当する部分を当社に譲渡する。この場合、契約者は以後当該本端末等を当社の為に無償で保管するものとし、当社はいつでも、当該本端末等をここに引き揚げるることができる。

第12条 (損害賠償)

- 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本契約に起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実が発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られる。
- 前項の規定にかかわらず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、

その上限額は損害の発生原因に応じて以下のとおりとする。但し、当社に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではない。

- (1) 損害の発生原因が本端末等のハードウェア自体にある場合
当該本端末等の代金相当額
 - (2) 損害の発生原因が当社の提供したキッティングサービスにある場合
当該キッティングサービスの料金相当額
3. 前二項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。
 4. 契約者又はその役員員その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとする。

第13条 (製造物責任)

1. 当社は、本端末等の欠陥に起因して契約者又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合であっても、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負わないものとする。
2. 前項の場合、契約者は、当該本端末等のメーカーに対して直接損害賠償を請求するものとし、当社は、契約者の要請に基づき、メーカーへの連絡等、合理的な範囲での協力を行うよう努めるものとする。

第14条 (モバイルデバイス管理)

1. 契約者は、本端末等の利用に関し、当社又は当社の販売店との間でモバイルデバイス管理サービス(以下「MDM サービス」という)に関する契約を締結する場合、本端末等が遠隔制御(機能制限、アプリの追加・削除、利用状況の監視等を含む)されること、及び本端末等にモバイルデバイス管理用ソフトウェアが導入されることを予め承諾する。
2. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 本端末を第三者に譲渡、転売、貸与し、又は担保に供すること
 - (2) 本端末に導入された MDM サービスを不正に解除、無効化、又は改変すること
 - (3) 本端末を改造、分解、リバースエンジニアリングすること
3. 契約者は、本端末を廃棄又は処分する場合は当社に申し出るものとし、当社は MDM サービスの設定解除等の必要な措置を講じるものとする。
4. その他MDMサービスに関する諸条件は、当社が別途定める「MDMサービス利用約款」の定め、又は当社の販売店が提供する場合は当社の販売店が定める MDM サービスの契約条件によるものとする。

第15条 (輸出等の禁止)

契約者は、本端末等の全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部分として、直接又は間接を問わず日本国外へ輸出又は持ち出しを行ってはならないものとする。

第16条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から契約者による本端末等代金等の支払いが完了した日までとする。
2. 本契約の終了後であっても、第 7 条(キッティングサービス)第 2 項及び第 3 項、第 9 条(契約不適合責任)、第 10 条(知的財産権)、第 11 条(期限の利益喪失時の商品の取扱い)、第 12 条(損害賠償)、第 13 条(製造物責任)、第 14 条(モバイルデバイス管理)、第 15 条(輸出等の禁止)及び本条の規定は対象事項が存在する限り有効に存続する。

制定日:2026 年 4 月 6 日